

# 一般財団法人 全国大学実務教育協会 会報

第5号  
MAY 2011

## ● CONTENTS

巻頭論文	2
大学・短大で学ぶ機会が奪われないようにしましょう ：学費負担軽減のために	3
子ども音楽療育士資格認定制度創設にあたって	4
平成22年度 会長賞受賞者紹介(No.1)	5
資格取得卒業生の声	6・7
協会からのお知らせ	8

 一般財団法人全国大学実務教育協会  
Japan Association of University and College for Business Education

〒102-0074 東京都千代田区九段南4-2-12  
第三東郷パークビル二階  
TEL:03-5226-7288 FAX:03-3263-8633  
E-mail:jaucb@jaucb.gr.jp  
PC:http://www.jaucb.gr.jp  
携帯:http://www.jaucb.gr.jp/mobi



全国大学実務教育協会と  
日本ビジネス実務学会

# 全国大学実務教育協会と日本ビジネス実務学会



一般財団法人 全国大学実務教育協会 代表理事・会長

札幌国際大学 理事長 **和野内 崇弘**

当協会が高等教育界で実務教育を推進してきた団体であることは、協会の名称からして誰もが知っていることであろう。

しかし、38年前から実務教育が全国的に論じられ次第にどのように普及していったかについては、必ずしも多くの人が知るところではないだろう。

日本ビジネス実務学会も今年で30回の研究大会（日本秘書学会の時代も含めて）で、記念のシンポジウムを開催し、ビジネス実務研究の過去を振り返り、そして将来を展望しようとされているようだ。私自身、日本秘書学会の時代を含めて常任理事、副会長、会長として学会の運営に深くかかわってきた。特に第2代目の会長として5期9年の長きに亘って学会とかかわりをもった。

日本秘書学会として出発した学会であるが、学会の改革の一環として学会名を日本ビジネス実務学会と変え、研究領域を上げたのは、私が会長の時であった。秘書教育研究の充実発展期にあっただけに、学会名の変更には大きな抵抗があったのも事実であろう。

この学会のルーツは当協会にある。当協会も何度か名称を変えて現在の協会名となっている。当協会は研究部門を分離して学会に委ね、実務教育の普及と実務教育の教育課程の開発に伴う資格の発行を主たる事業としたのである。

今では、当協会がすすめる高等教育機関での実務教育分野において必要とされる研究を主に日本ビジネス実務学会に研究委託をするなど、両

団体は相互依存関係にあるとってよいだろう。

そもそも高等教育機関において実務教育と呼ばれる教育のルーツは何だったのであろうか。具体的には「秘書教育」というわかりやすい形でなされてきたと言ってもよいだろう。

時代的背景としては、経済の高度成長期、女子の高等教育機関としての短期大学の隆盛期、そして、女子の社会的進出が顕著になってきたことなどがあげられる。

短大教育は教育・保育関係を除けば、家政、国文、英文などの学科の多かった時代である。全般的にみれば教養的な女性の教育機関であったといえる。その当時、今でいう“実務教育”を発想した背景も様々であったといえるが、実務教育的な考え方は全体的には短大教育界でも少数派で、主流ではなかった。学校教育法上の短期大学の位置づけからは当然の考え方であったはずだが、短大教育界では極めて少数の主張であった。多くの短期大学は四年制大学の1/2大学的なあり方を理想とする教育が主流であったと思う。

私自身のことで語れば、当時、私は労働経済学を専門領域としていた。特に短大は女子が圧倒的に多く、卒業後は企業で働くことが普通になっていた。そのようなところから、女性労働のあり方、女性の能力開発などによるビジネス能力の質的向上を図るにはどうしたらよいかというようにことについて考えていた。

しかし、現実に行われている短大の教育課程は、自分の考え方を生かせるようなものではなかった。これからの日本経済の成長方向の中で、このような女子高等教育で良いのか疑問をもつところから、現在言うところの実務教育の方向へと進むこと

が短大教育に必要なだと考えるに至った。

但し、その道は厳しく、学内的理解も得られず、正規の教育課程に入らない、いわゆる“突き出し”科目として卒業単位にカウントされない形での開講がやっとだった。もちろん、文部省でも商経学科以外に実務教育関連科目を正規の教育課程に入れることは認めなかった。

そのような時、故福田節生福岡女子短大助教授（当時）との出会いが、全国的に同志を見出し、啓蒙普及の努力の継続、それが当協会の前身の団体設立につながることになり、そして次第に全国的な共感を得ると同時に、秘書教育という形で女性のビジネス能力を開発して社会に貢献しようと考え、実務教育の普及、発展へとつながっていったのである。

今では実務教育の領域は大きな拡がりを持ち、文科省は実務教育、キャリア教育を大学・短大の教育課程の中で実践することを義務付けるところとなり、隔世の感ありというのが私の実感である。

秘書学科の認可も、その専門性を体系的に研究する学会活動が必要だということになり、日本秘書学会設立へとつながったのである。そして、文部省も秘書学科設置基準を制定し、秘書学科という実務教育そのものの学科設置が正式に認められるに至ったのである。

今年、学会設立30周年を迎えるとのこと感無量であり、長く実務教育にかかわってきた者の一人として関係者に祝意を表したいと思うと同時に、これからの大学・短大における新しい実務教育の発展につながるような研究を期待したいと思っている。

# 大学・短大で学ぶ機会が奪われないようにしよう： 学費負担軽減のために



東日本大震災で被災された皆様にご心からお見舞い申し上げます。会員校でも該当者の学費負担軽減と精神的ケアに取り組んでいることと存じます。本稿では、私の専門の公共経済学の立場から学費負担軽減について述べさせていただきます。

## 教育支出はもはや「聖域」ではない

1999年初め頃まで家計にとって教育支出は「聖域」でした。ここで「聖域」とは、消費支出が減少しているにもかかわらず、家計が教育支出を減らさないか、むしろ増やす状況を指していました。

99年以降、家計所得は2005年頃まで減少を続けました。近年、年齢層によっては増える傾向もありますが、1997年当時の所得を超える年齢層はひとつもありません。つまり、2011年のこんにち、家計は14年前の所得水準で暮らしているのです。

それに対して、この間、授業料等はほぼ一貫して上昇してきました。そのため、消費支出に占める教育関係費の割合も上昇し、家計負担が重くなっています。教育費も節約対象となり、もはや90年代のような「聖域」ではありません。また、従来、教育支出は新しい年度の始まる前月の3月に集中していましたが、近年、4月になってから支出するという慎重な動きが出てきたことがわかります。

## 大学生家計の深刻さ

大学生のいる家計の状況を見ると、深刻さがより明らかになります。たとえば、年収800万円未満の国立大学家計は、収入を超える支出をしており、貯蓄を取り崩していること、同様に私立大学家計では1,500万円以上の家計でも貯蓄を取り崩していることがわかります。また、私立大学家計では教育関係費が消費支出に占める割合も高く、なかでも400万円未満が30.8%となっています。マクロデータからも、大学生のいる家計、特に、私立大学家計と年収の低い家計への支援が必要であることがわかります。

現行税制では、課税所得の計算式において16歳以上23歳未満の子供1人につき、特定扶養控除63万円が適用されています。扶養控除を上回る25万円が、高校生・大学生を1人持つ家計への支援とみなすことができます。

## 家計支援への新たな仕組み

国立大学法人の初年度納付金(最低額)と私立大学の初年度納付金(全学部平均)との差は約50万円です。そこで、ひとつの案として、大学生1人につき特定扶養控除にこの50万円を新たに加えるという「授業料所得控除」の仕組みが考えられます。試算によれば、この仕組みにより年収400万円家計は所得税納税の必要がなくなります。「国私格差是正」の観点からは、「授業料所得控除」を私立大学家計にのみ適用するという考えもあります。

もうひとつ、授業料を所得税そのものから差し引く「授業料税額控除」の仕組みも考えられます。しかし、

一般財団法人 全国大学実務教育協会 評議員

東京学芸大学 准教授 田中 敬文

年収に関係なく一律に等しい金額を減税することには抵抗もあり、また、わが国では税額控除はそれほど普及していません。所得に応じた家計支援が可能となる点で「授業料所得控除」は望ましいと考えられます。

## 子どもを国民全体で育てるという発想

もちろん、国際的に見て低いわが国の(高等)教育への公財政支出を増やすことに異論はありません。教育への公的負担が多い国では、確かに「子どもを持つ家計の負担」は少ないでしょう。しかし、それらの国は所得税や付加価値税などの租税負担も重くなっています。教育費を子どものいる家計だけが負担するのではなく、子どものいない家計も負担するという考え、つまり、子どもを国民全体で育てるという発想がわが国でも必要になっています。

どの大学でも学生支援策を講じています。たとえば本学では、家計年収300万円以下の教職志望者へ特に修学支援しています。厳しい財政制約の下、1つの大学でできることには限界があります。奨学金増額や授業料減免は、大学にとっては収入減少を意味します。学生支援に熱心な大学へは国からの助成を充実させる等の配慮も必要です。社会全体で学生を支援する仕組みを構築し、学ぶ能力と意欲のある者が学ぶ機会を奪われないようにしなければなりません。(詳細は、拙稿「家計教育費負担の動向と負担軽減の公共政策」日本教育行政学会年報第36号『変動期の教育費・教育財政』2010年、教育開発研究所をご参照下さい。)

# こども音楽療育士資格認定制度創設にあたって



一般財団法人 全国大学実務教育協会 資格教育課程審査常任委員会 常任副委員長  
宮崎学園短期大学 教授 山下 恵子

多様化し、複雑化する現代社会において、こどもたちの豊かな育ちを支援する教育方法が様々な角度から模索されています。特に近年、保育、幼児教育、福祉の各領域において音楽は幅広く活用され、その実践研究が進められています。なお昨今の課題であります発達障害児への対応という点においても、音楽を用いた療育は、こどもの心やからだを育てる発達援助の一手段として活用され、その意義深さが検証されています。

本協会では、音楽療育、障害児・心理、保健及び音楽に関する科目を大学（短期大学を含む）において体系的に学んだ方に「こども音楽療育士」の資格を授与し、保育所、幼稚園、小学校、児童福祉施設等において、心身の発達に役立つ療育の知識と技術を修得する人材の養成を目指すこととなりました。このことは、保育士資格及び幼稚園教諭、小学校教諭免許状等に付加価値を加えることとなり、その教育課程にあらたな魅力を添えることができるものがあります。そして、何よりもこの資格取得によって障害のあるこどもたちを深く理解できる保育士や幼稚園教諭、小学校教諭等が数多く誕生することが、こどもたちの豊かな育ちを支援することになると考えております。「こども音楽療育士」の教育課程を学ぶことで、学生一人一人がこどもたちの心身の発達に役立つ療育の知識と技術を獲得し、社会に貢献できる力が向上していくことを心から願っています。

本資格の上位資格としては、平成13年度から「保育音楽療育士」資

格認定制度が導入されており、多くの資格取得者を保育や福祉の現場に送り出しています。「保育音楽療育士」認定制度では、音楽療育や心理、医学など、より高い専門性が要求され、障害児、障害者、高齢者の領域をも含む幅広い学習内容となっております。

さて、「こども音楽療育士」資格認定に関しましては、「こども音楽療育士資格認定に関する規程及び教育課程ガイドライン」に示していましたが、ここで内容について今少しご紹介いたします。必修科目は、「こども音楽療育概論」（講義2単位）、「こども音楽療育演習」（演習1単位）、「こども音楽療育実習」（実習1単位）、計4単位以上です。また、選択科目には3つの群があり、Ⅰ群「障害児及び心理」関連分野（4単位以上）、Ⅱ群「保健」関連分野2単位以上、Ⅲ群「音楽」関連分野4単位以上、計16単位以上です。

「こども音楽療育概論」では、障害のあるこどもの音楽療育に関する基礎・専門知識について学習します。また、「こども音楽療育演習」では、具体的な実践方法に関する基礎と専門知識・技術技能について学習します。更に、必修科目である「こども音楽療育実習」では、施設、保育所、通園事業、児童デイサービス、障害のあるこどもたちとのグループ体験やボランティア活動、音楽療育に関するワークショップ等の観察実習、参加実習、体験実習など実習場所や実習形態に幅を持たせてあります。なお、選択科目の3つの群には、授業科目名の例示がなされていますが、これは授業科目名を限定するためのものではなく、それぞれに示されている関連分野の内容が含まれていることが要件となっています。このことによって既存の科目が生かされる

のではないかと思います。

なお、専任教員につきましては規程第4条に「必修科目に1名以上配置するものとする。ただし、必修科目に専任が得られない場合は、当分の間、選択科目に1名以上とすることができると定められています。新しい分野ですので、教員配置等ご心配な点も多いと思いますが、本協会にて説明会や研修会等も開催される予定です。平成23年6月18日（土）には、東京商工会議所において会員校協議会終了後に説明会が開催されます。また来る9月5日（月）、6日（火）の両日、アルカディア市ヶ谷において「こども音楽療育を担当する教員研修会」が開催されます。講話や体験型ワークショップによって「こども音楽療育士」教育に関する理論及び実践的スキルを学ぶことと思います。

「こども音楽療育士」資格認定制度は、時代のニーズに応えるべく、こどもたちの豊かな育ちと学生たちの社会貢献力の向上をめざし、いま走り始めました。音楽は人の心と心を繋ぐ架け橋となるものであると思います。音楽を中心に構成された本資格認定制度が、学生と教員、学生とこどもたち、そして学生と社会をつないでくれる架け橋として、成長していくことを心から願っております。

会員校皆様のご支援とご協力をお願い申し上げます。

最後になりましたが、本資格認定制度創設にあたり、規程や教育課程ガイドライン等に関するアンケートを実施しましたところ、会員校の皆様方から多くのご意見ご示唆を頂戴いたしました。ご協力頂きましたことに改めて心より感謝申し上げます。

# 平成22年度 会長賞受賞者紹介 (No.1)

No.資格名	大学名	学部・学科名	氏名	No.資格名	大学名	学部・学科名	氏名
1	目白大学	社会学部	大澤 美香	46	東北文教大学短期大学部	総合文化学科	奥山 望
2	清泉女学院大学	人間学部	西村美千代	47	福島学院大学短期大学部	情報ビジネス科	高根 亜衣
3	京都光華女子大学	人間関係学部	新上 由佳	48	國學院大學栃木短期大学	商学科	本郷 友香
4	京都女子大学	現代社会学部	木村 優子	49	佐野短期大学	総合キャリア教育学科	薄井 利奈
5	同志社女子大学	現代社会学部	杉本 真理	50	国際短期大学	情報ネットワーク学科	成井のりこ
6	武庫川女子大学	生活環境学部	中井 晴香	51	自由が丘産能短期大学	能率科	松永 慶子
7	広島女学院大学	生活科学部	寺田友梨香	52	富山短期大学	経営情報学科	斉藤 美志
8	安田女子大学	現代ビジネス学部	高山久美子	53	北陸学院大学短期大学部	コミュニティ文化学科	大野 絢子
9	四国大学	経営情報学部	守野 竜造	54	仁愛女子短期大学	生活科学学科	山下瑛理香
10	久留米大学	文学部	神里わか子	55	岐阜聖徳学園大学短期大学部	生活学科	吉田しおり
11	福岡県立大学	人間社会学部	黒亀 優紀	56	愛知学泉短期大学	生活デザイン総合学科	船戸みづほ
12	活水女子大学	文学部	岩崎由希子	57	岡崎女子短期大学	経営実務科	山口みなみ
13	長崎純心大学	人文学部	熊 友紀子	58	名古屋学芸大学短期大学部	現代総合学科	筒井 彩華
14	沖縄キリスト教学院大学	人文学部	神谷 枝里	59	京都文教短期大学	家政学科	長坂佳名子
15	沖縄国際大学	産業情報学部	島袋笑利菜	60	大阪キリスト教短期大学	国際教養学科	佐竹真由子
16	横浜創英短期大学	情報学科	李 宗雁	61	大阪国際大学短期大学部	ライフデザイン総合学科	吉田 朱里
17	富山短期大学	経営情報学科	村中亜里沙	62	プール学院大学短期大学部	秘書科	面矢 舞
18	金城大学短期大学部	ビジネス実務学科	政田 麻美	63	湊川短期大学	人間生活学科	生野 真江
19	清泉女学院短期大学	国際コミュニケーション科	片桐 優里	64	就実短期大学	生活科学科	林 愛子
20	名古屋女子大学短期大学部	生活学科	太田 香織	65	比治山大学短期大学部	総合生活デザイン学科	水馬 千明
21	高田短期大学	オフィス情報学科	鈴木 早織	66	四国大学短期大学部	ビジネス・コミュニケーション科	野々瀬郁佳
22	滋賀短期大学	ビジネスコミュニケーション学科	藤川 恵	67	高松短期大学	秘書科	吉井 朋子
23	京都光華女子大学短期大学部	ライフデザイン学科	岩田 千裕	68	高知学園短期大学	生活科学学科	池 綾乃
24	大阪キリスト教短期大学	国際教養学科	梶谷 理沙	69	香蘭女子短期大学	ライフプランニング総合学科	松尾 桃
25	四條畷学園短期大学	ライフデザイン総合学科	清金 光	70	精華女子短期大学	生活科学科	瀧本 梓
26	プール学院大学短期大学部	秘書科	谷口 仁美	71	筑紫女学園大学短期大学部	現代教養学科	中村 彩乃
27	和歌山信愛女子短期大学	生活文化学科	徳山 知里	72	東筑紫短期大学	美容ファッションビジネス学科	山下 遥夏
28	鳥取短期大学	生活学科	安達 康博	73	尚絅大学短期大学部	総合生活学科	渡辺 浩子
29	中国短期大学	情報ビジネス学科	妹尾 沙織	74	大分県立芸術文化短期大学	情報コミュニケーション学科	三星 彩
30	安田女子短期大学	秘書科	松田 千智	75	鹿児島純心女子短期大学	生活学科	前村枝里奈
31	松山東雲短期大学	秘書科	尾後 未来	76	鹿児島純心女子短期大学	英語科	山口 千尋
32	久留米信愛女学院短期大学	ビジネスキャリア学科	野中 友	77	鹿児島女子短期大学	教養学科	持増柚里奈
33	南九州短期大学	国際教養学科	山口 大貴	78	武庫川女子大学	生活環境学部	森田 彩香
34	宮崎学園短期大学	人間文化学科	萩原 有希	79	岐阜聖徳学園大学短期大学部	生活学科	堀部 里菜
35	相模女子大学	学芸学部	飯田麻友美	80	鳥取短期大学	生活学科	谷口 リ工
36	京都光華女子大学	人間関係学部	八木 碧	81	鹿児島女子短期大学	教養学科	引地 ゆり
37	京都女子大学	文学部 国文学科	辻 友紀	82	常磐大学	人間科学部	坪和 里枝
38	京都女子大学	文学部 英文学科	丘 さくら	83	札幌国際大学	観光学部	向 未悠
39	京都女子大学	発達教育学部 教育学科	佐野 有紀	84	新潟青陵大学短期大学部	人間総合学科	小竹花野子
40	京都女子大学	発達教育学部 児童学科	粉家まりな	85	沖縄国際大学	経済学部	島袋 美貴
41	京都女子大学	家政学部 生活造形学科	北川 理恵	86	相模女子大学	学芸学部	田中 麻貴
42	京都ノートルダム女子大学	人間文化学部	上原百合子	87	沖縄キリスト教学院大学	人文学部	知念久美子
43	美作大学	生活科学部	久世 彩加	88	常磐短期大学	キャリア教養学科	比佐 詩織
44	長崎純心大学	人文学部	茂 奈月	89	プール学院大学短期大学部	秘書科	辻野 春花
45	聖霊女子短期大学	文化コミュニケーション科	加賀屋 栞	90	鹿児島純心女子短期大学	生活学科	岡元 理恵

大学名、学部・学科名は平成23年3月31日現在である。

# 資格取得卒業生の声

## 国際ボランティア実務士

坂元紫乃様は2010年1月から青年海外協力隊員の村落開発普及員としてウガンダ共和国で活動されています。東京国際大学国際関係学部国際関係学科を卒業され、「国際ボランティア実務士」の資格を取得して、その資格を十分に生かして国際協力を力を発揮されています。

東京国際大学教務課松本純様にご協力いただき、メールでのインタビューを致しました。



東京国際大学国際関係学部 国際関係学科  
平成20年度卒業

坂元 紫乃さん

**Q：大学で「国際ボランティア実務士」の取得を希望したのは、どのような動機からですか。**

**A：**将来、開発途上国へ行きたいという希望があったので、「国際ボランティア実務士」を取得しておくことはひとつのスキルアップにつながるのではないかと考えたためです。

**Q：現在、大学で「国際ボランティア実務士」の資格を取得しておいて良かったと思いますか。**

**A：**資格取得のプロセスの中で、実際に国際協力の現場を見ながらそこに携わる方々と接することができたこと、またその場で人との繋がりが増え、それがさらに学びへと繋がっていったので、「国際ボランティア実務士」を取得したことは意義があったと思っています。取得過程での学びや経験は、自分の行きたい方向へ進んでいくためのひとつの手段となりました。

**Q：現在の職場で「国際ボランティア実務士」の資格はどのように役立っていますか。**

**A：**今まで自分が育った環境とは異なる社会の中で、その土地の生活を知り、人を知り、文化や習慣を知りながら、いかに活動を展開していくのかという考え方や動き方の道しるべとして資格取得の中で培った知識や経験が役に立っています。

**Q：大学で「国際ボランティア実務士」の科目の中で特に役立っている科目はありますか。**

**A：**現場経験のある先生が講義を担当されていた「国際ボランティア論」では実際の事例を見ながら、国際協力の現場に携わるための基礎となる考え方を学ぶことができました。「ボランティア」に関わる中で、または自身がボランティアスタッフとなる中で、基礎として持つべきものを学びました。当時「国際ボランティア論」の担当であった先生の言葉は今でも自分への戒めともなり、また糧ともなっています。その他、「地域紛争論」「国際政治学」「国際人権論」という科目は自分が将来向かいたいと思う現場の社会を知るために必要とされる視点を磨くことができる科目でありました。そして資格取得でも必修科目となっている「海外ボランティア実習」は実際にフィールドスタディとして開発途上国の現場へ行く機会となり、自分の目で見、耳で聞き、身体で体験し、そこから自分で考え、行動する機会となるので、非常に重要な科目でした。

**Q：後輩に何か助言することはありますか。**

**A：**「国際ボランティア」として関わる現場で、「自分には何ができるのか？」という壁にぶつかった際に、「何もできない」と自覚して諦めるのか、そう自覚しながら、「じゃあ、どうすればいいのか？」と考えることができるか、という点が分かれ道だと思います。後者のように考えられるためには、自分の経験は無駄にはならない、失敗から進んでいくのだという気持ちが必要です。それはやはり様々な経験から生まれてくるものだと思うので、自分のやりたいこと、興味のあることにどんどん向かっていってください。あまり偉そうなことは言えませんが、今を大事にしながら何事にも向き合っていってほしいと思います。

**Q：自分が将来目標とするものがありましたら教えてください。**

**A：**現在、青年海外協力隊としてウガンダで活動しているこの経験を、今後の自分が出会う人や環境に還元しながら、常に自分にとっての国際協力というものを模索していきたいと考えています。「国際ボランティア」としてのこの経験を、どんな場所でも発揮できる人間に成長し、そしてどんな形かはまだわかりませんが、将来再びアフリカの土地に戻ってきたいと考えています。

**坂元様を指導された杉本篤史先生に坂元様の印象をお聞きしました。**

絵と写真が大好きな坂元さんは、最初はフォトジャーナリストを目指していて、パプアニューギニア研修中に撮影した写真が、JICAフォトコンテストで入賞したこともあります。しかし、その研修を通じて発展途上国の現場で働きたいという気持ちが次第に高まり、3年次から国際人権論ゼミに入り、国際ボランティア実務士資格関連科目も積極的に履修し、国際NGOの催すイベントやインターンに参加して、青年海外協力隊への道筋を着実に築いていきました。困難に直面しても手を止めずに行動しながら一生懸命考えて問題を解決しようとする彼女の姿勢は、この分野にピッタリの資質といえます。

東京国際大学の遠藤克弥先生、杉本篤史先生、教務課の松本純様には、新年度が始まったご多用のところ取材にご協力いただきました。心から感謝申し上げます。

(油谷純子記)

# 資格取得卒業生の声

## 園芸療法士

このたび快く取材に応じてくださいました松本様は、平成22年4月から豊中平成病院リハビリテーション科に「園芸療法士」として勤務されています。先輩が長期休暇に入ったため、現在は一人で園芸療法を担当されています。また、母校の甲子園短期大学で「園芸療法」の授業を担当されている土橋豊先生からコメントをいただきました。感謝申し上げます。



甲子園短期大学 家政学科  
平成21年度卒業

松本 愛さん

**Q：大学で「園芸療法士」の取得を希望したのは、どのような動機からですか。**

**A：**進学を考えて受験雑誌を見ていた時に母がこの資格を見つけて薦めてくれました。家でもガーデニングをしていたので、好きな植物に関する資格が取得できる家政学科家政専攻に進みました。

**Q：現在、大学で「園芸療法士」の資格を取得しておいて良かったと思いますか。また、現在の職場で「園芸療法士」の資格はどのように役立っていますか。**

**A：**資格を取得したことが病院への就職につながりました。好きな植物を介して、自分が楽しいと思うことを患者様にも楽しんでいただきながら、患者様のリハビリのお手伝いをすることができるようになりました。リハビリテーション科で理学療法士や作業療法士の方と一緒に仕事をしていますが、病院で長期間過ごす患者様は季節を感じる事ができません。屋上庭園に出ることで風に当たり、温度を感じ、季節の花を見て、季節感を思い出してもらうことができます。

**Q：大学で「園芸療法士」の科目の中で特に役立っている科目はありますか。**

**A：**現在は一人で病院の屋上庭園を管理しています。種まきの方法や1年間のプログラムのたて方など「園芸療法実習」で学んだ知識と技術が役立っています。

**Q：大学の「園芸療法士」の科目でなお不足している分野はありますか。すでに学んだ「園芸療法士」の教育課程に希望はありますか。**

**A：**家政専攻（現在は生活環境学科生活環境専攻）だったことでもあります。「療法」としての医療知識が必要と感じています。リハビリテーションの基礎知識、例えば筋肉などの身体の機能に関する知識、定期的な実施される症例発表の手法などを学ぶ機会があればよいと思います。医療機関での実習があると理解

がより深まると思いますが、リハビリの現場を見学するだけでも役立つと思います。

**Q：後輩に何か助言することはありますか。**

**A：**リハビリのために患者様をよく送り迎えますが、ベッドから車椅子、車椅子からベッドへと移乗介助のコツを身につけておくといいと思います。また、園芸療法士として季節を感じてもらうためには植物の知識も欠かすことができません。

**Q：自分が将来目標とするものがありましたら教えてください。**

**A：**ご近所の花を見るだけで一度も花を育てたことがない90歳の男性患者様が、「病院で、この歳で花を植えることができるとは思わなかった。かわいいなあ、ありがとう。」の言葉が心に沁みました。医療の分野で「園芸療法」を伝え、広められたらと思っています。

**松本様を指導された土橋豊先生からのコメント**

入学当初から熱心に園芸療法に関わる分野の勉強に励まれるとともに、本当に植物や園芸が好きであることが伝わってくる学生でした。きっと患者さんも彼女の気持ちが伝わり、これからもますます活動の幅が広がっていくと思います。松本さんは、介護福祉士を取得できる専攻ではなかったため、介護や医療の知識や技術の修得が少なかったですが、持ち前の笑顔と勤勉さで、経験を生かし、園芸療法士として活躍されると期待しています。

「花を触りたいと動かなかった手を伸ばそうとする。花に顔を近づけようと車椅子から立ち上がろうとする。」その自主的な動作が回復へとつながりますとうれしそうに話してくださいました。今は集団でもできる季節の花を使った押し花やリース作りを考えていらっしゃるかと。園芸療法士の仕事を確立したいとの強い思いとそのため工夫を爽やかに話してくださいました。

(有働壽恵記)

## 協会からのお知らせ

### ◆子ども音楽療育士資格認定制度を創設◆

本協会は、平成23年度から「子ども音楽療育士」資格認定制度を創設しました。

子ども音楽療育士は、音楽療育、障害児・心理、保健及び音楽に関する科目を大学及び短期大学において体系的に学んだ者に授与する資格であります。

本協会は、平成13年度から「保育音楽療育士」の資格認定制度を導入し、多くの資格取得者が保育や福祉の現場に送り出されておりますが、このたびのことも音楽療育士資格の創設により、保育音楽療育士は子ども音楽療育士の上位資格の位置づけとなります。

保育音楽療育士と子ども音楽療育士の相違は、保育音楽療育士資格は大学又は短期大学専攻科で取得することに定められていますが、子ども音楽療育士は大学はもちろん短期大学本科でも取得可能という点であります。

また、この子ども音楽療育士では、「音楽療育」というあたらしい分野であることを考慮し、専任教員の配置について「必修科目に専任が得られない場合は、当分の間、選択科目」の配置でよいと定められています。

本資格に関する教育課程認定申請は平成23年7月25日(月)メ切から開始いたします。

### ◆平成23年度会員校協議会を開催◆

平成23年度会員校協議会を下記により開催いたします。この会員校協議会は、会員校に対して本協会の活動状況や新規事業などの説明を行うとともに、会員校からの意見を本協会の運営等に反映させることを目的として開催するものです。

なお、協議会終了後、本年度から導入された「子ども音楽療育士資格認定に関する規程」及び「子ども音楽療育士教育課程ガイドライン」について詳細に説明するための「会員校説明会」及び教育課程の相談等について個別に応じるための「会員校相談会」の開催も予定しています。

会員校に対する通知は5月12日に送付いたしました。  
日時：平成23年6月18日(土) 13:00～15:00  
場所：東京商工会議所ビル四階会議室

### ◆「子ども音楽療育を担当する教員研修会」を開催◆

本協会が平成23年度から導入した「子ども音楽療育」を担当する教員を対象とし、下記のとおり研修会を開催します。

この研修会は、「子ども音楽療育」概論、演習、実習に関する知識と技能を講話と体験型ワークショップによって学び、実践的スキルを身につけ、教員としての指導力を高めることを目的としています。

また、この研修会では基調講演として「子ども音楽療育士に期待すること」日本臨床心理研究所所長松井紀和氏、ワークショップとして「子ども音楽療育演習「応用編」～障害の理解と具体的実践方法～」子ども音楽センター・Co-Musictherapy研究所所長中島恵子氏などのプログラムが予定されています。

なお、会員校に対する通知は6月下旬頃までに送付します。  
日時：平成23年9月5日(月) 13:00～9月6日(火) 15:00  
場所：アルカディア市ヶ谷(私学会館)

### ◆「ビジネス実務分野における汎用能力とその教育方法」の出版を日本ビジネス実務学会に研究委託◆

本協会では、平成21年度には「ビジネス実務分野における汎用能力とその教育方法」、平成22年度には「汎用能力育成の指導法：研修プログラムと教材開発を中心に」のテーマで日本ビジネス実務学会に委託研究を行い、関係者から高い評価を得ました。

平成23年度は、これらの研究実績を広く社会に公表して、実務教育のあるべき方向性を示し、さらに質の向上をもとめるために出版物として刊行するための課題について、日本ビジネス実務学会に研究委託を実施しました。

なお、出版物の刊行は平成24年度を予定しています。

### ◆平成22年度「資格教育課程等の自己点検チェックリスト」による調査の集計結果◆

本協会は、平成21年度から大学における実務教育の質の保証と充実向上をはかることを目的として「資格教育課程等の自己点検チェックリスト」による調査を実施しています。

平成22年度における調査は、会員校241校に対し実施し、231校(大学92校、短期大学139校、回収率96%)の回答を得ました。この集計結果は、調査報告書にまとめ会員校に報告しました。

「資格教育課程等の自己点検チェックリストによる調査」の25項目のうち14項目は「適合」が9割を超えていますが、今後も引き続き実施していく予定です。

### ◆「情報活用力診断テストRasti」契約更新◆

本協会では、特定非営利法人ICT利活用推進機構が主催する「情報活用力診断テストRasti」について、平成21年度から会員校の希望者を対象に導入してきました。

このほど情報活用力診断テストRastiに関する契約期間が満了となりましたが、平成23年4月から契約を継続更新しました。

この2年間における会員校のRasti受験者数は延15大学、6,607人でした。

### ◆平成22年度資格認定証授与数は15,048件◆

平成22年度資格認定証授与数は15,048件でした。その内訳は大学4,147件、短期大学10,901件でした。

従前の全国大学実務教育協会からの資格認定証授与数の総数は542,680件となりました。

平成22年度の資格認定証授与数の上位10資格は次のとおりです。

- |          |        |               |      |
|----------|--------|---------------|------|
| ①情報処理士   | 3,953件 | ⑥プレゼンテーション実務士 | 718件 |
| ②ビジネス実務士 | 2,945件 | ⑦ウェブデザイン実務士   | 707件 |
| ③上級情報処理士 | 1,983件 | ⑧上級ビジネス実務士    | 559件 |
| ④秘書士     | 1,645件 | ⑨秘書士(メディカル秘書) | 355件 |
| ⑤上級秘書士   | 896件   | ⑩観光ビジネス実務士    | 283件 |

### ◆新規入会及び新規教育課程認定等の申請期限◆

新規入会及び新規教育課程認定等の平成23年度の申請期限は、平成23年7月25日(月)及び平成24年1月25日(水)です。

すでに承認を受けている教育課程の変更(科目の追加・削除、科目名の変更、協会承認の◎印の専任教員の変更等)についても事前に上記提出期限までに申請する必要があります。

## 平成23年度 新規会員校一覧

〈大学 1校〉 (平成23年4月1日入会)

No.	大学名	学長名	住所
1	保健医療経営大学	橋爪 章	〒835-0018 福岡県みやま市瀬高町高柳960-4
	申請資格	上級情報処理士	

〈短期大学 3校〉

No.	大学名	学長名	住所
1	郡山女子大学短期大学部	関口 修	〒963-8503 福島県郡山市開成3-25-2
	申請資格	情報処理士	
2	大妻女子大学短期大学部	大場幸夫	〒102-8357 東京都千代田区三番町12
	申請資格	秘書士、ビジネス実務士	
3	大阪夕陽丘学園短期大学	小谷昭子	〒543-0073 大阪府大阪市天王寺区生玉寺町7-72
	申請資格	情報処理士、ビジネス実務士	

会員校		平成23年4月1日現在
●大学	93校	計 234校
●短期大学	141校	

## 平成22年度 実務教育優秀教員被表彰者名簿

〈大学〉

No.	大学名	氏名	所属	職名	担当科目
1	札幌国際大学	和田早代	観光学部 観光ビジネス学科	講師	「秘書総論」 「秘書実務演習」

〈短期大学〉

No.	大学名	氏名	所属	職名	担当科目
1	星美学園短期大学	永井ムツ雄	人間文化学科	教授	「視覚デザイン」 「コンピュータグラフィックス」 「DTP演習」
2	京都光華女子大学短期大学部	石丸淑子	ライフデザイン学科	講師	「観光概論」
3	大手前短期大学	野坂純子	ライフデザイン総合学科	准教授	「プレゼンテーション概論」
4	福岡工業大学短期大学部	藤井厚紀	ビジネス情報学科	准教授	「ビジネス処理演習」

※大学名、所属、職名は平成23年3月31日現在である。